

動薬協会発 3 号
平成24年1月5日

社団法人日本動物用医薬品協会
会 員 各 位

社団法人 日本動物用医薬品協会
理事長 岡本 雄平
(公印省略)

犬等の輸出入検疫規則の一部を改正する省令等の施行について

当協会の業務運営につきましては、日頃からご支援、ご協力を頂きお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、農林水産省消費・安全局長より通知がありましたのでお知らせします。

23消安第4923号
平成23年12月27日

社団法人日本動物用医薬品協会長 殿

農林水産省消費・安全局長



犬等の輸出入検疫規則の一部を改正する省令等の施行について

今般、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく犬等（犬等の輸出入検疫規則（平成11年農林水産省令第68号）第1条第1項に規定する犬等をいう。）の輸入検疫について、犬等の輸出入検疫規則及び平成11年12月27日農林水産省告示第1628号（犬等の輸出入検疫規則第4条第1項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する地域を定める等の件）が平成23年12月27日付けで別添のとおり改正され、平成24年1月1日から施行されることとなったので、お知らせいたします。

このことについて、御了知の上、今後とも動物検疫に特段の御協力をお願いいたします。



(前のページより続き)
裁判所
相統、失踪、破産、特別清算、再生
関係
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他

省令

○厚生労働省令第五百五十四号
労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第三十三條第三号及び第四十九條の四の規定に基づき、労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十三年十二月二十七日
厚生労働大臣 小宮山洋子

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令
労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十年労働省令第二十二号)の一部を次のように改正する。
第四十六條の十七第二号中「保存」の下に「原状回復」を加える。
附則

1 この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。
(施行期日)

2 この省令による改正後の労働者災害補償保険法施行規則第四十六條の十七第二号の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に発生した負傷、疾病、障害又は死亡に起因する労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七條第一項第一号の業務災害及び同項第二号の通勤災害に関する保険給付について適用するものとし、施行日前に発生した負傷、疾病、障害又は死亡に起因する同項第一号の業務災害及び同項第二号の通勤災害に関する保険給付については、なお従前の例による。

○農林水産省令第六十七号
狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第七條第二項の規定に基づき、犬等の輸出入検査規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十三年十二月二十七日
農林水産大臣 鹿野 道彦

犬等の輸出入検査規則の一部を改正する省令
犬等の輸出入検査規則(平成十一年農林水産省令第六十八号)の一部を次のように改正する。
第四條第一項中「相当下欄に掲げる」を「同表の下欄に定める」に改め、同項の表輸入の項第三号中「二年以内の」を「経過した」に改める。

附則に次の一条を加える。
(保留期間の特例)

第六條 平成二十四年一月一日から同年七月三十一日までこの間に対象地域(アイルランド、スウェーデン及び英国(グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。))をいう。以下同じ)から直接輸入される犬等のうち、次の各号のいずれにも該当するものは、第四條第一項の規定の適用については、指定地域から直接輸入される犬等とみなす。
一 当該犬等が平成二十四年一月一日以降に本邦、指定地域及び対象地域以外の地域から対象地域に輸入された犬等並びに同日以降に対象地域内の一の地域から対象地域内の他の地域に輸入された犬等でない旨を記載した輸出国政府機関の発行する証明書が添付されていること。
二 狂犬病の予防注射の実施状況及び血液中の抗体価を勘案して、平成二十四年一月一日から到着日までの間狂犬病に対する免疫の効果から到着日までの間狂犬病に対する免疫の効果

この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。
附則
○農林水産省令第六十八号
統計法(平成十九年法律第五十三号)第十八條の規定に基づき、海面漁業生産統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十三年十二月二十七日
農林水産大臣 鹿野 道彦

海面漁業生産統計調査規則の一部を改正する省令
海面漁業生産統計調査規則(昭和二十七年農林省令第六十五号)の一部を次のように改正する。
第五條第二項中「を代表する者に調査票を配布し、若しくは水揚機関を代表する者に調査票若しくは電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの。以下「電磁的記録」という。)に係る記録媒体をいう。以下同じ)を配布して」を「若しくは水揚機関を代表する者に調査票(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの。以下同じ)を含む。以下同じ)を送付(電磁的記録を送信する場合を含む。以下同じ)して」に、備え付けられた電磁的記録媒体に記録されている事項を「おいて漁獲成績若しくは事業成績に関する資料」に、その内容を調査票に転記して」を「当該資料の内容を記載し、若しくは記録した調査票を作成して」に改める。

第六條第二項中「配布された」を「送付された」に、「記入し、若しくは電磁的記録媒体に記録して」を「記載し、若しくは記録して」に、「電磁的記録媒体に記録された事項を水揚機関の事務所に備え付けられた電子計算機の映像面若しくは紙面に表示する方法により」を「水揚機関の事務所に備え付けられた調査票又は電磁的記録媒体及び統計調査員が作成した調査票に」を「第五條の規定により統計調査員が作成した調査票又は第六條第二項の規定により海面漁業経営体若しくは水揚機関を代表する者から送付された調査票に記載され、又は」に改める。
第九條の見出し中「漁獲成績等報告書」を「漁獲成績報告書等」に改め、同條第一項を次のように改める。

農林水産大臣が定める場合には、海面漁業生産統計を作成するため、調査に代えて、次に掲げる報告であつて農林水産大臣が定めるもの(以下「漁獲成績報告書等」という。)を利用することができる。
一 漁業法第五十二條第一項の規定による農林水産大臣の許可(同法第六十五條第一項及び水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)第四條第一項の規定による農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可又は漁業法第六十六條第一項の規定による都道府県知事の許可を受けて漁業を営む者が農林水産大臣又は都道府県知事に提出する漁獲成績又は事業成績に関する報告
二 前号に掲げるもののほか、漁業法第三百二十四條第一項の規定により農林水産大臣又は都道府県知事が徴する漁業に関する必要な報告
第九條第二項中「漁獲成績等報告書のうち農林水産大臣が定めるもの」を「漁獲成績報告書等(農林水産大臣が定めるものに限る。以下「漁獲成績等報告書」に記載された)を「漁獲成績報告書等」として記載され、又は記録された」に、「作成するものとする」を「作成しなければならない」に改め、同條第四項中「漁獲成績等報告書のうち第二項の農林水産大臣が定めるもの以外のもの」を「漁獲成績報告書等(第二項の農林水産大臣が定めるもの

的記録媒体に記録されている事項を「おいて漁獲成績若しくは事業成績に関する資料」に、その内容を調査票に転記して」を「当該資料の内容を記載し、若しくは記録した調査票を作成して」に改める。
第六條第二項中「配布された」を「送付された」に、「記入し、若しくは電磁的記録媒体に記録して」を「記載し、若しくは記録して」に、「電磁的記録媒体に記録された事項を水揚機関の事務所に備え付けられた電子計算機の映像面若しくは紙面に表示する方法により」を「水揚機関の事務所に備え付けられた調査票又は電磁的記録媒体及び統計調査員が作成した調査票に」を「第五條の規定により統計調査員が作成した調査票又は第六條第二項の規定により海面漁業経営体若しくは水揚機関を代表する者から送付された調査票に記載され、又は」に改める。
第九條の見出し中「漁獲成績等報告書」を「漁獲成績報告書等」に改め、同條第一項を次のように改める。
農林水産大臣が定める場合には、海面漁業生産統計を作成するため、調査に代えて、次に掲げる報告であつて農林水産大臣が定めるもの(以下「漁獲成績報告書等」という。)を利用することができる。
一 漁業法第五十二條第一項の規定による農林水産大臣の許可(同法第六十五條第一項及び水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)第四條第一項の規定による農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可又は漁業法第六十六條第一項の規定による都道府県知事の許可を受けて漁業を営む者が農林水産大臣又は都道府県知事に提出する漁獲成績又は事業成績に関する報告
二 前号に掲げるもののほか、漁業法第三百二十四條第一項の規定により農林水産大臣又は都道府県知事が徴する漁業に関する必要な報告
第九條第二項中「漁獲成績等報告書のうち農林水産大臣が定めるもの」を「漁獲成績報告書等(農林水産大臣が定めるものに限る。以下「漁獲成績等報告書」に記載された)を「漁獲成績報告書等」として記載され、又は記録された」に、「作成するものとする」を「作成しなければならない」に改め、同條第四項中「漁獲成績等報告書のうち第二項の農林水産大臣が定めるもの以外のもの」を「漁獲成績報告書等(第二項の農林水産大臣が定めるもの

○外務省告示第四百十五号

次に掲げる各国の政府は、昭和四十年十一月十五日にハーグで作成された「民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約」の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日にオランダ王国外務省に寄託した。

セルビア共和国 平成二十二年七月二日
マルタ共和国 平成二十三年二月二十四日
モロッコ王国 平成二十三年三月二十四日

それぞ、その国名に対応する日に効力を生じた。
セルビア共和国 平成二十三年二月一日
マルタ共和国 平成二十三年十月一日
モロッコ王国 平成二十三年十一月一日

(平成二十三年二月九日付け、同年十月十一日付け及び同年十一月七日付け在京オランダ大使館口上書)
平成二十三年十二月二十七日
外務大臣 玄葉光一郎

○文部科学省告示第四号

発用施設周辺地域整備法施行令(昭和四十九年政令第二百九十三号)第八条第三項並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)の規定に基づき、並びに発用施設周辺地域整備法(昭和四十九年法律第七十八号)第七条並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の規定を実施するため、電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する規則を次のように定めたので告示する。

平成二十三年十二月二十七日
文部科学大臣 中川 正春
経済産業大臣 枝野 幸男
電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する規則

電源立地地域対策交付金交付規則(平成二十三年文部科学省告示第一号)の一部を次のように改正する。
経済産業省

第三条第一項第一号中「係る措置」の下に「災害からの住民の安全確保にも資する措置を含む。」を加え、同項第六号中「維持運営等措置」の下に「災害からの住民の安全確保にも資する措置を含む。」を加え、同項第七号中「準ずる措置」の下に「災害からの住民の安全確保にも資する措置を含む。」を加え、同項第八号中「ための措置」の下に「災害からの住民の安全確保にも資する措置を含む。」を加え、同項第九号中「除く」を除き、災害からの住民の安全確保にも資する措置を含む。」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。
附 則
○厚生労働省告示第五号
農林水産省
食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第五十九号)第十七条の規定に基づき、社団法人日本弁当サービス協会から事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第二十三条の規定に基づき、公示する。
平成二十三年十二月二十七日
厚生労働大臣 小宮山洋子
農林水産大臣 鹿野 道彦

一 変更前の事務所の所在地
東京都千代田区神田淡路町二丁目三番地二
二 変更後の事務所の所在地
東京都千代田区神田淡路町二丁目二十一番地
三 変更の時期
平成二十三年十一月三日
○農林水産省告示第六号
農林水産省
食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第五十九号)第十八条第一項後段の規定に基づき、平成二十三年十二月十四日付けをもって社団法人日本弁当サービス協会及び公益社団法人日本給食サービス協会の認定業務規程の変更の認可をしたので、同条第二項の規定に基づき、公示する。
平成二十三年十二月二十七日
厚生労働大臣 小宮山洋子
農林水産大臣 鹿野 道彦

一(一) 指定認定機関の名称
社団法人日本弁当サービス協会

二(一) 変更の概要
指定認定機関の事務所の所在地を「東京都千代田区神田淡路町二丁目三番地二」から「東京都千代田区神田淡路町二丁目二十一番地十二」に変更する。
二(二) 変更後の認定業務規程
変更後の社団法人日本弁当サービス協会の認定業務規程は、次のとおりである。
(次のとおり)は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省食料産業局企画課に備え置いて縦覧に供する。
二(三) 指定認定機関の名称
公益社団法人日本給食サービス協会
二(四) 変更の概要
指定認定機関の名称を「社団法人日本給食サービス協会」から「公益社団法人日本給食サービス協会」に変更する。
二(五) 変更後の認定業務規程
変更後の公益社団法人日本給食サービス協会の認定業務規程は、次のとおりである。
(次のとおり)は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省食料産業局企画課に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第二千四百十五号
農林水産省
大等の輸出入検査規則(平成十一年農林水産省令第六十八号)第四条第一項の規定に基づき、平成二十一年十二月二十七日農林水産省告示第六百二十八号(大等の輸出入検査規則第四条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する地域を定める等の件)の一部を次のように改正し、平成二十四年一月一日から施行する。
平成二十三年十二月二十七日
農林水産大臣 鹿野 道彦

マ、アイルランド、スウェーデン)及び「英(グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。)」を削る。

○農林水産省告示第二千四百十六号
農林水産省
海面漁業生産統計調査規則(昭和二十七年農林省令第六十五号)第九條第一項及び第二項の規定に基づき、平成二十五年三月二十日農林水産省告示第四百三十五号(海面漁業生産統計調査規則第四條第四項の農林水産大臣が定める調査票等を定める件)の一部を次のように改正し、平成二十四年一月一日から施行する。
平成二十三年十二月二十七日
農林水産大臣 鹿野 道彦

第二条を削る。
第三条の見出しを「(漁獲成績報告書等)」に改め、同条第一項中「統計部長が農林水産大臣又は都道府県知事の許可を得て漁業を営む者が農林水産大臣又は都道府県知事に提出する漁獲成績又は事業成績に関する報告書(以下「漁獲成績等報告書」という。))」を「農林水産省大臣官房統計部長(以下「統計部長」という。))が、漁獲成績報告書等(同項に規定する漁獲成績報告書等をいう。以下同じ。))」に改め、同条第二項中「漁獲成績等報告書」を「報告」に改め、同項に次のただし書を加える。
ただし、第十二号に掲げるものにあつては、規則第四条第二項各号及び第三項各号に掲げる事項に係るものに限る。
第三条第二項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号の次に次の一号を加える。
十一 小割り式くまぐる養殖業
第三条第三項中「漁獲成績等報告書のうち農林水産大臣が定めるもの」を「農林水産大臣が定める漁獲成績報告書等」に改め、同項に次の一号を加える。
七 小割り式くまぐる養殖業
第三条第五項を削り、同条を第二条とする。
本則に次の一条を加える。
(電磁的記録等の交付に係る期限)
第三条 規則第八條第二項及び第三項並びに第九條第三項及び第四項の規定による交付に係る期限は、統計部長が定めるものとする。

○経済産業省告示第二千四百十八号
経済産業省
石油及び可燃性天然ガス資源開発法(昭和二十七年法律第六十二号)第十九條第一項の規定に基づき、日本海洋石油資源開発株式会社の実施した岩船沖南MSI一号井に係る探鉱により発見された油層に属する地下の部分を次のように認定したので、同条第三項の規定に基づき、告示する。
平成二十三年十二月二十七日
経済産業大臣 枝野 幸男

北緯三十八度七分八・四八七秒、東経百三十九度十九分二二・四二〇秒(世界測地系)を中心とする半径二百五十メートルの円内の区域の直下の深度二千七百八十五・九四メートルから二千八百四十一・二八メートルまでの間に存するガス層に属するもの

経済産業大臣 枝野 幸男

農林水産大臣 鹿野 道彦

犬等の輸出入検査規則の一部を改正する省令案新旧対照条文
 ○ 犬等の輸出入検査規則（平成十一年農林水産省令第六十八号）

（傍線の部分は改正部分）

新		旧	
（検査の場所及び係留期間）			
<p>第四条 家畜防疫官は、前二条の規定による検査のため、次の表に掲げる区分に従い、検査に係る犬等を同表の下欄に定める期間（以下「係留期間」という。）動物検査所に係留しなければならない。ただし、第八条第一項の規定により検査を行った場合において、当該検査に係る犬等の係留期間が十二時間以内であつて家畜防疫官が必要と認める時間であり、かつ、その犬等につき家畜防疫官が狂犬病にかかっているおそれがなく、かつ、かかるおそれもないと認めたときは、この限りでない。</p>			
輸	犬等の区分	係留期間	（略）
入	一・二（略）	（略）	（略）
<p>三 次に掲げる書類が添付されている犬又は猫（個体識別措置が講じられているものに限る。）</p> <p>イ 狂犬病にかかつていない旨を記載した輸出国政府機関の発行する証明書</p> <p>ロ 狂犬病の予防注射（農林水産大臣の定める方法</p>		<p>採血日から到着日までの日数（以下「採血後日数」という。）を百八十日から差し引いて得た日数（採血後日数が百八十日を超える場合、採血後日数が百八十日を超えない場合において最後の採血日が前回の採血日から百八十日以上経過した日であるとき又は家畜防疫官の発行する証明書若し</p>	
（検査の場所及び係留期間）			
<p>第四条 家畜防疫官は、前二条の規定による検査のため、次の表に掲げる区分に従い、検査に係る犬等を相当下欄に掲げる期間（以下「係留期間」という。）動物検査所に係留しなければならない。ただし、第八条第一項の規定により検査を行った場合において、当該検査に係る犬等の係留期間が十二時間以内であつて家畜防疫官が必要と認める時間であり、かつ、その犬等につき家畜防疫官が狂犬病にかかっているおそれがなく、かつ、かかるおそれもないと認めたときは、この限りでない。</p>			
輸	犬等の区分	係留期間	（略）
入	一・二（略）	（略）	（略）
<p>三 次に掲げる書類が添付されている犬又は猫（個体識別措置が講じられているものに限る。）</p> <p>イ 狂犬病にかかつていない旨を記載した輸出国政府機関の発行する証明書</p> <p>ロ 狂犬病の予防注射（農林水産大臣の定める方法</p>		<p>採血日から到着日までの日数（以下「採血後日数」という。）を百八十日から差し引いて得た日数（採血後日数が百八十日を超える場合、採血後日数が百八十日を超えない場合において最後の採血日が前回の採血日から百八十日以上二年以内の日であるとき又は家畜防疫官の発行する証明書若し</p>	

2
6

輸出	
(略)	<p>によるものに限る。以下同じ。)を受けている旨、本邦に到着する日(以下「到着日」という。)前二年以内に採取された血液中の抗体価(農林水産大臣の定める基準に適合するもの又はこれと同等以上の検査能力を有するものとして農林水産大臣の指定する検査施設において、農林水産大臣の定める方法により測定したものに限る。以下同じ。)が血清一ミリリットル当たり〇・五国際単位以上である旨及び当該血液が採取された日(以下「採血日」という。)を記載した輸出国政府機関の発行する証明書又は家畜防疫官の発行する証明書若しくはその写し</p>
(略)	<p>くはその写しに採血日が記載されている場合には、十二時間以内であつて家畜防疫官が必要と認める時間)</p>

2
6

輸出	
(略)	<p>によるものに限る。以下同じ。)を受けている旨、本邦に到着する日(以下「到着日」という。)前二年以内に採取された血液中の抗体価(農林水産大臣の定める基準に適合するもの又はこれと同等以上の検査能力を有するものとして農林水産大臣の指定する検査施設において、農林水産大臣の定める方法により測定したものに限る。以下同じ。)が血清一ミリリットル当たり〇・五国際単位以上である旨及び当該血液が採取された日(以下「採血日」という。)を記載した輸出国政府機関の発行する証明書又は家畜防疫官の発行する証明書若しくはその写し</p>
(略)	<p>しくはその写しに採血日が記載されている場合には、十二時間以内であつて家畜防疫官が必要と認める時間)</p>

附 則

(係留期間の特例)

第六条 平成二十四年一月一日から同年七月三十一日までの間に対象地域（アイルランド、スウェーデン及び英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。）をいう。以下同じ。）から直接輸入される犬等のうち、次の各号のいずれにも該当するものは、第四条第一項の規定の適用については、指定地域から直接輸入される犬等とみなす。

一 当該犬等が平成二十四年一月一日以降に本邦、指定地域及び対象地域以外の地域から対象地域に輸入された犬等並びに同日以降に対象地域内の一の地域から対象地域内の他の地域に輸入された犬等でない旨を記載した輸出国政府機関の発行する証明書が添付されていること。

二 狂犬病の予防注射の実施状況及び血液中の抗体価を勘案して、平成二十四年一月一日から到着日までの間狂犬病に対する免疫の効果を有していたと認められること。

附 則

犬等の輸出入検査規則第四条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する地域を定める等の件の一部を改正する件案新旧対照条文
 ○ 平成十一年十二月二十七日農林水産省告示第千六百二十八号（犬等の輸出入検査規則第四条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する地域を定める等の件の）
 （傍線の部分は改正部分）

新	旧
<p>アジア州のうち 台湾 ヨーロッパ州のうち アイスランド、ノルウェー（スヴァルバルト、ヤン・マイエン及び欧州外にある属領を除く。） 大洋州のうち オーストラリア、グアム、ニュージーランド、フィジー諸島、ハワイ</p>	<p>アジア州のうち 台湾 ヨーロッパ州のうち アイスランド、アイルランド、スウェーデン、ノルウェー（スヴァルバルト、ヤン・マイエン及び欧州外にある属領を除く。）、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。） オーストラリア、グアム、ニュージーランド、フィジー諸島、ハワイ</p>

(参考)

「犬等の輸出入検疫規則（平成11年農林水産省令第68号）」及び「平成11年農林水産省告示第1628号（犬等の輸出入検疫規則第4条第1項の規程に基づき、農林水産大臣の指定する地域を定める等の件）」の改正の概要について

1 現行制度の概要（別添参考1）

(1) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）は、狂犬病の発生の予防及びまん延の防止を図るため、①飼い犬の登録、②犬の狂犬病の予防注射、③野犬の捕獲、④犬等の輸出入検疫の制度を設けており、このうち④に関する事務については、農林水産省が所管している。

具体的には、犬等の輸出入検疫規則（平成11年農林水産省令第68号）において、本邦へ犬等（犬、猫その他の動物をいう。以下同じ。）を輸入する場合には、動物検疫所において原則として狂犬病の最大潜伏期間である180日間の係留期間が必要とされている。

(2) 一方、本邦へ輸入される犬等について、輸入元の地域が狂犬病の清浄地域であるか否か、当該犬等の飼養状況や狂犬病の予防注射の実施状況等を勘案し、我が国に狂犬病ウイルスを持ち込むリスクの程度に応じて、(1)の180日間の係留期間を短縮する措置を講じている。

また、狂犬病の清浄地域（以下「指定地域」という。）については、平成11年12月27日農林水産省告示第1628号（犬等の輸出入検疫規則第4条第1項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する地域を定める等の件）により台湾、オーストラリア等を指定している。

2 改正の概要

(1) 指定地域（狂犬病の清浄地域）の見直し 告示改正

指定地域として指定している英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。）、アイルランド及びスウェーデン（以下「対象地域」という。）において、EU諸国等（ルーマニア等の狂犬病の発生地域が含まれる。）から輸入される犬等の輸入条件を緩和する制度改正が行われ、平成24年1月1日から施行される予定となっている。

これに伴い、対象地域を指定地域から削除することとする。ただし、対象地域から直接輸入される犬等のうち次の要件をいずれも満たすものについては、平成24年1月1日から7月31日までの間は、指定地域から直接輸入される犬等とみなすこととする（別添参考2）。

① 特定犬等（平成24年1月1日以降に本邦及び指定地域以外の地域から対象地域に輸入された犬等をいう。）でない旨を記載した輸出国政府機関の発行する証明

書が添付されていること。

- ② 狂犬病の予防注射の実施状況及び血液中の抗体価を勘案して、平成24年1月1日から本邦に到着した日までの間狂犬病に対する免疫の効果を有していたと認められること。

(2) 狂犬病の非清浄地域等から輸入される犬等の係留期間の見直し 省令改正

狂犬病の非清浄地域等から輸入される犬等のうち、複数回抗体検査を行っている犬等については、前回の抗体検査のための採血をした日以降狂犬病の予防注射を定期的に受けていること等の要件に加え、最後の採血日が前回の採血日から180日以上2年以内の日であるときは、12時間以内の係留のみで輸入することができることとしている。

今般、犬等の輸入検疫の実施状況や狂犬病の専門家からの科学的・専門的な意見を踏まえ、最後の採血日が前回の採血日から2年以上経過した日である犬等についても、狂犬病の予防注射を定期的に受けていること等の要件が満たされていれば、12時間以内の係留のみで輸入することができることとする（別添参考3）。

3 施行期日

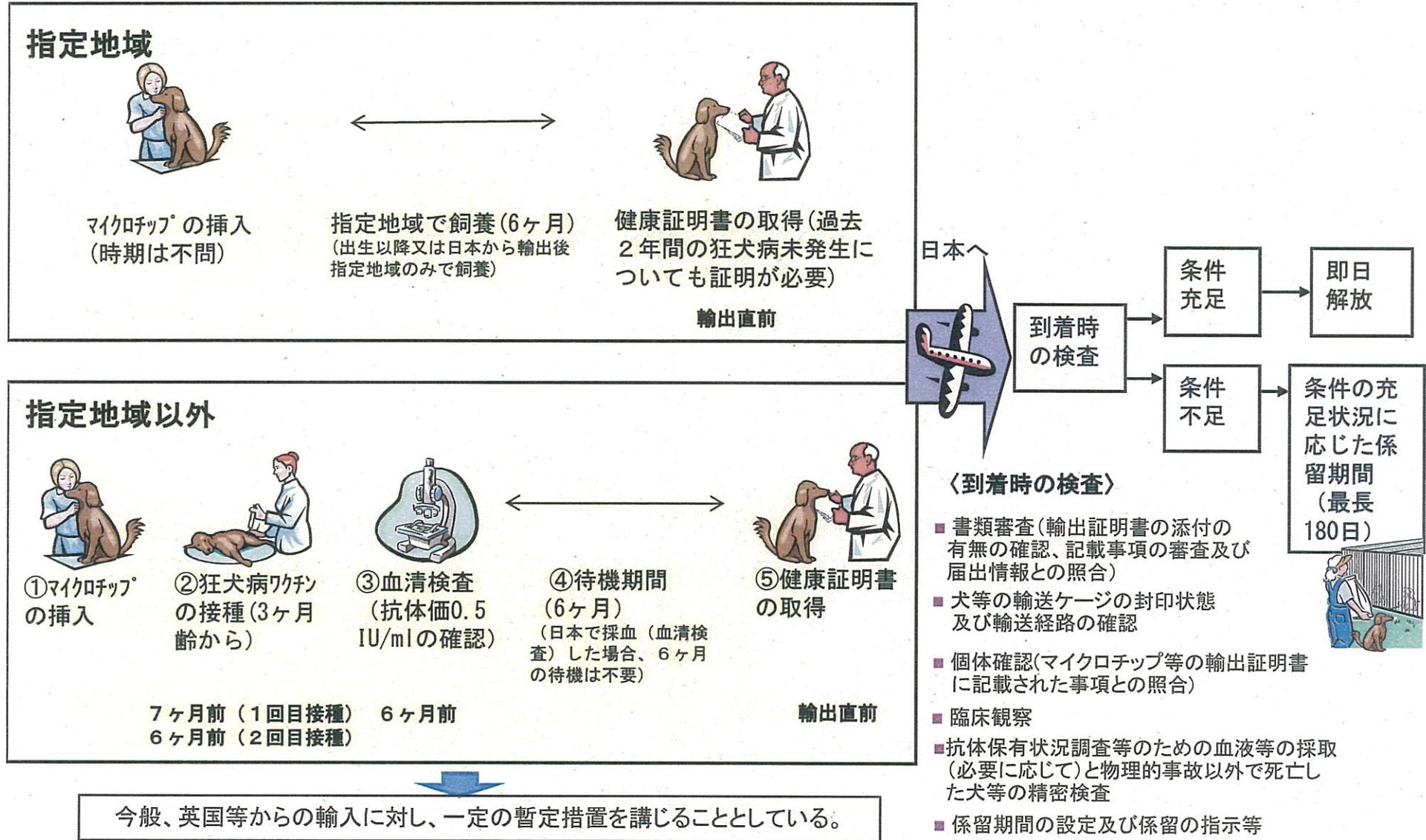
平成24年1月1日とする。

犬等の輸入検疫制度(概要)

別添参考1

犬、猫の輸入に必要な条件

(注) 輸入者は事前に、動物の種類、頭数、滞在国、輸入の準備状況等について動物検疫所に届け出が必要



あらいぐま、きつね及びスカンクについては、指定地域から輸入する場合は犬及び猫に同じ、その他の国から輸入する場合は180日間の係留が必要。

英国・アイルランド・スウェーデンから輸入される犬等の係留期間の見直し

1. 改正前（平成23年12月31日以前）

- ① 輸出国政府機関の発行する証明書の添付
 - 狂犬病にかかっていない旨
 - 当該地域に過去2年間狂犬病の発生がない旨
 - 当該地域において過去180日間*飼養されていた旨
- ② マイクロチップの装着

12時間以内の係留
で輸入可2. 改正後（平成24年1月1日～7月31日）

- ① 輸出国政府機関の発行する証明書の添付
 - 狂犬病にかかっていない旨
 - 当該地域に過去2年間狂犬病の発生がない旨
 - 当該地域において過去180日間*飼養されていた旨
 - 特定犬等でない旨
- ② マイクロチップの装着
- ③ 平成24年1月1日～到着日に狂犬病に対する免疫の効果
を維持

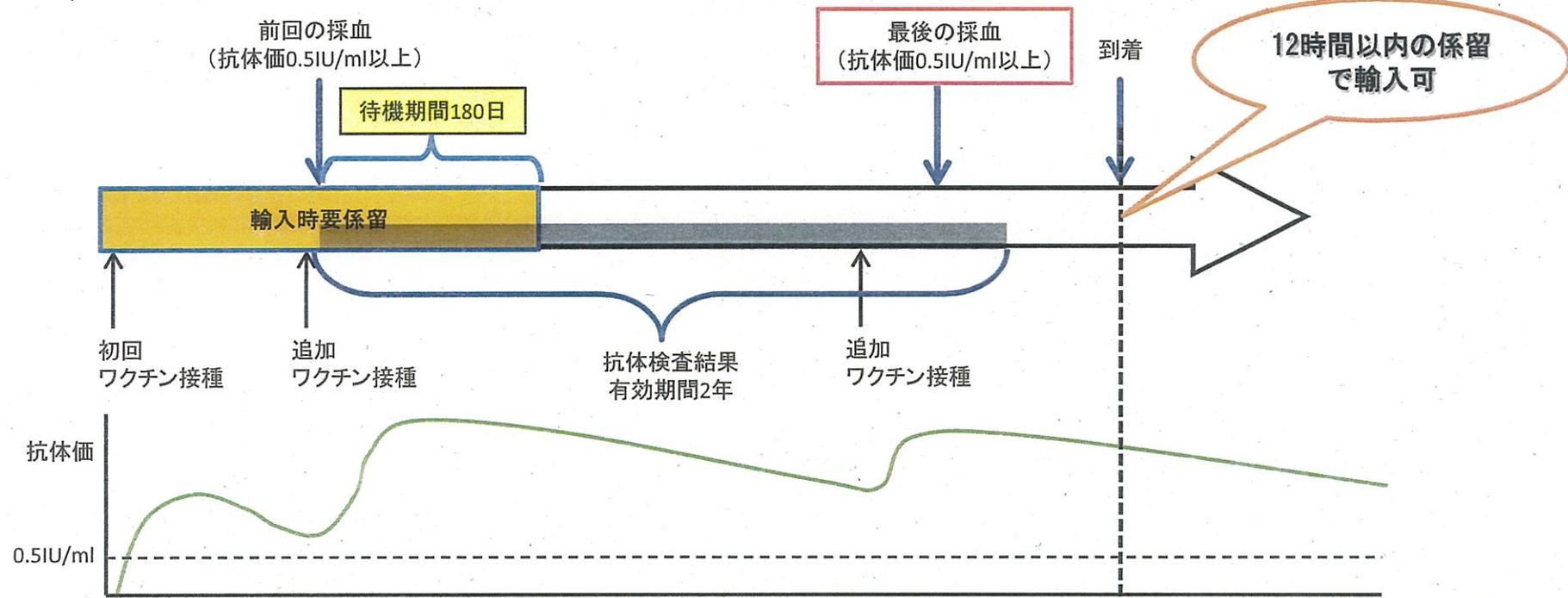
改正前の要件に加え、追加の
要件（左記赤字）を満たせば12時間以内の係留
で輸入可

*又は、その生産（日本から輸出された犬等の場合はその輸出）以来

狂犬病の非清浄地域等から輸入される犬等の係留期間の見直し

別添参考3

1. 最後の採血日が前回の採血日から180日以上2年以内の日の場合



2. 最後の採血日が前回の採血日から2年を超える日の場合

